

◎新潟県告示第317号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 (歴史資料)	雪之図	2巻	長岡市渡里町1番地2	宗教法人 長永寺
有形文化財 (考古資料)	石船戸遺跡出土品	824点	阿賀野市山崎77番地	阿賀野市
有形文化財 (考古資料)	五千石遺跡出土品	670点	長岡市中潟町286番地 (長岡市埋蔵文化財収蔵センター)	長岡市